

令和6年度 加東市立滝野南小学校いじめ防止基本方針

加東市立滝野南小学校

1 学校の方針

いじめが社会問題化して以来、学校においては、人権に関わるいじめの問題が深刻な課題となっている。家庭や地域においても少子化、核家族化、価値観の多様化等とも相まって、教育的機能が低下しているという指摘もある。

本校では、滝野地域小中一貫教育目標の「ともに学び、たくましく、夢に挑む子どもの育成」から、「豊かにたくましく学び続ける南っ子の育成」を学校目標に置き、「もとめる子・つながる子・きかえる子」を目指す児童像としている。すべての子ども同士が関わり合い、安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止、いじめ早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決を図る。

2 基本的考え方

- ・ いじめは全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
 - ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。
 - ・ いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であること認識する。
 - ・ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
 - ・ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
 - ・ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
 - ・ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
 - ・ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。
- これらの基礎的な考え方を踏まえた上で、発達段階に応じた指導の在り方を推進する。

(1) 低学年

大人が教える中で善悪についての理解と判断ができるようになり、言語能力や認識力も高まるとともに、自然等への関心が増える時期である。しかし、少子化や遊びの形態の変化等による子ども同士のふれ合いや自然体験等の減少から、その発達段階として必要な社会性を十分身につけないまま入学し、集団生活になじめない、いわゆる「小1プロブレム」が顕在化することもある。この時期には、「人として、行ってはならないこと」についての理解や集団のルールを守る態度など善悪の判断や規範意識の基礎の形成、自然への畏怖や美しいものに感動する心を持つなど感性の涵養が重要である。また、自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、相手の気持ちになって考え、温かい心で他者に接する態度を身に付けさせることも重要である。また、オンラインゲームなど、遠く離れた人と交流する場合は、相手を傷つける場合もあることを、子どもの実態に応じて考えさせることが大切である。

(2) 高学年

自分のことを客観的にとらえたり、自己肯定感をもつようになってきたりする時期であるが、一方では発達の個人差も顕著になりはじめ、劣等感を持ちやすくなる時期でもある。また、集団活動に主体的に参加する中で、集団の決まりを理解したり、自分たちの決まりを作ったりするようになるが、一部には、閉鎖的な集団をつくったり、付和雷同的な行動をとることも見られる。この時期には、自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養し、集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成を図るとともに、公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしようとする態度を身に付けさせることが重要である。また、オンラインゲームなど、遠く離れた人と交流する場合は、言動によって相手を傷つける場合もあることを、子どもの実態に応じて考えさせることが大切である。

このような認識のもと、児童間の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止などを包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。 【別紙1 日常の指導体制】

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。 【別紙2 早期発見のためのチェックリスト】

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

【別紙3 年間指導計画】

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

【別紙4 緊急時の組織的対応】

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場

合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、民生児童委員、SC、SSW等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

地域から信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

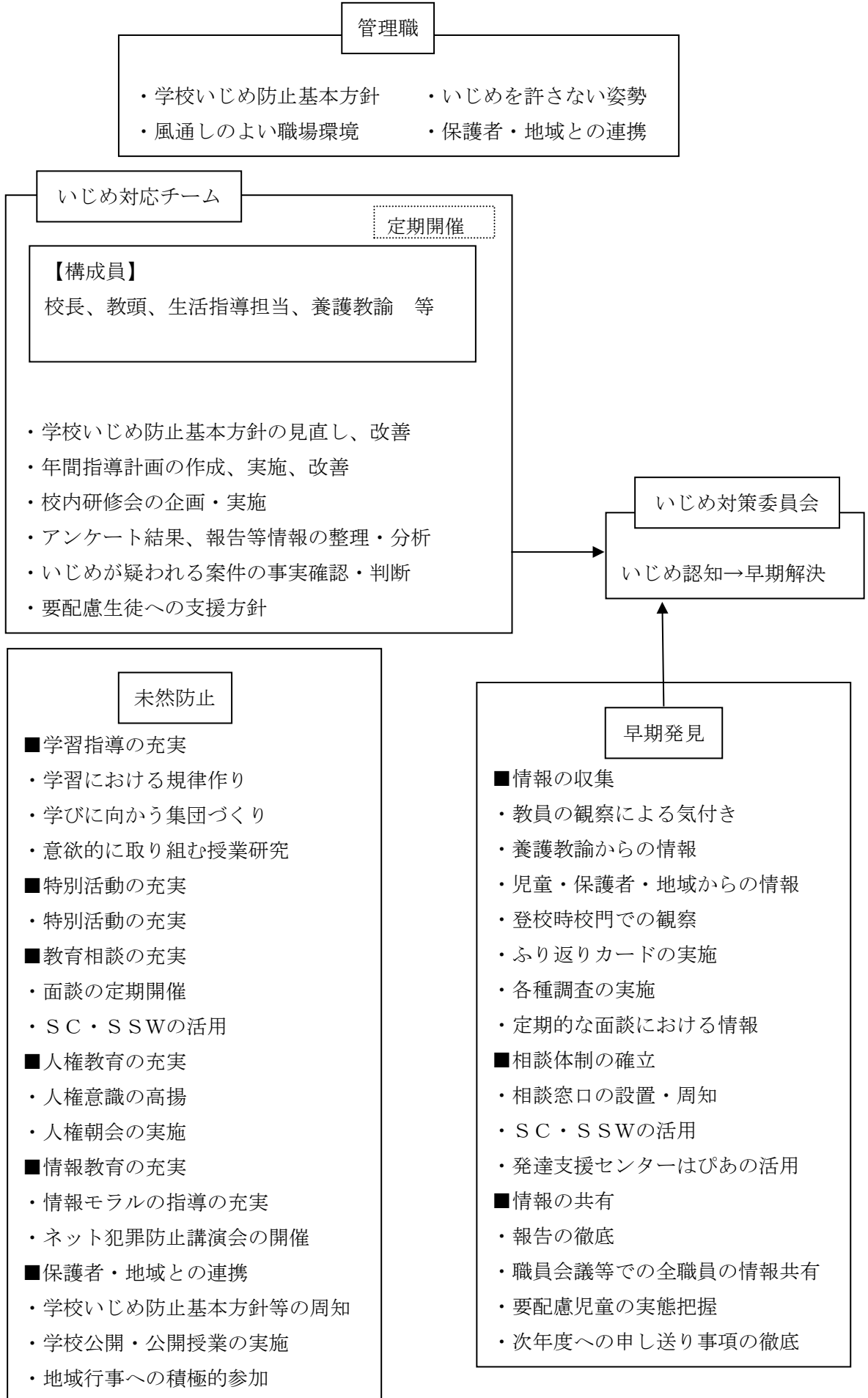
また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

～子どもに自信をもたせる言葉かけ～

- ・「そうか、それはいいところに気が付いたね。」
- ・「あの時の態度、立派だったよ。」
- ・「ああすることは、とても勇気のいることだったでしょう。感心したよ。」
- ・「あなたのあいさつで、とても気持ちが明るくなったよ。」
- ・「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- ・「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしい。」

～小学生の心に残る言葉～

- ・ そうだね。つらいよね。
- ・ わたしも苦手でしたよ。いっしょにがんばりましょう。
- ・ さわやかなあいさつだね。
- ・ そういう考え方もあるね。よく考えたね。
- ・ ここがいいね、これがいいね。



いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたづらをする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが 増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う席に座っている
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

◎ 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 教室で一人離れて食べている
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたづらされる
- 昼食時になると教室から出て行く

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 教師が近づくと、集団が黙り込む
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 発言の中に差別意識が見られる
- 教師が近づくと、集団が分散する

年間指導計画

【別紙3】

	職員会議等	未然防止に向けた取組み	早期発見に向けた取組み
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	学級懇談会	ふり返しカード
		学級づくり	定例ミーティング
		縦割り班活動	児童理解研修
5月		職員研修会	ふり返しカード
			定例ミーティング
			Q-U
6月		人権学習	生活実態把握調査
		学校オープン	定例ミーティング
7月	事案発生時	個別懇談	ふり返しカード
			定例ミーティング
8月		職員研修	Q-U事例研修
			定例ミーティング
9月	いじめ対策委員会	人権教育講演会	ふり返しカード
			定例ミーティング
10月		学校オープン	ふり返しカード
		情報モラル教育	定例ミーティング
			生活実態把握調査
11月			ふり返しカード
			定例ミーティング
			Q-U
12月	職員会議		ふり返しカード
			定例ミーティング
1月		学校オープン	ふり返しカード
			定例ミーティング
			学校生活アンケート
2月			ふり返しカード
			定例ミーティング
			生活実態把握調査
3月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ		ふり返しカード
			定例ミーティング

職員会議等

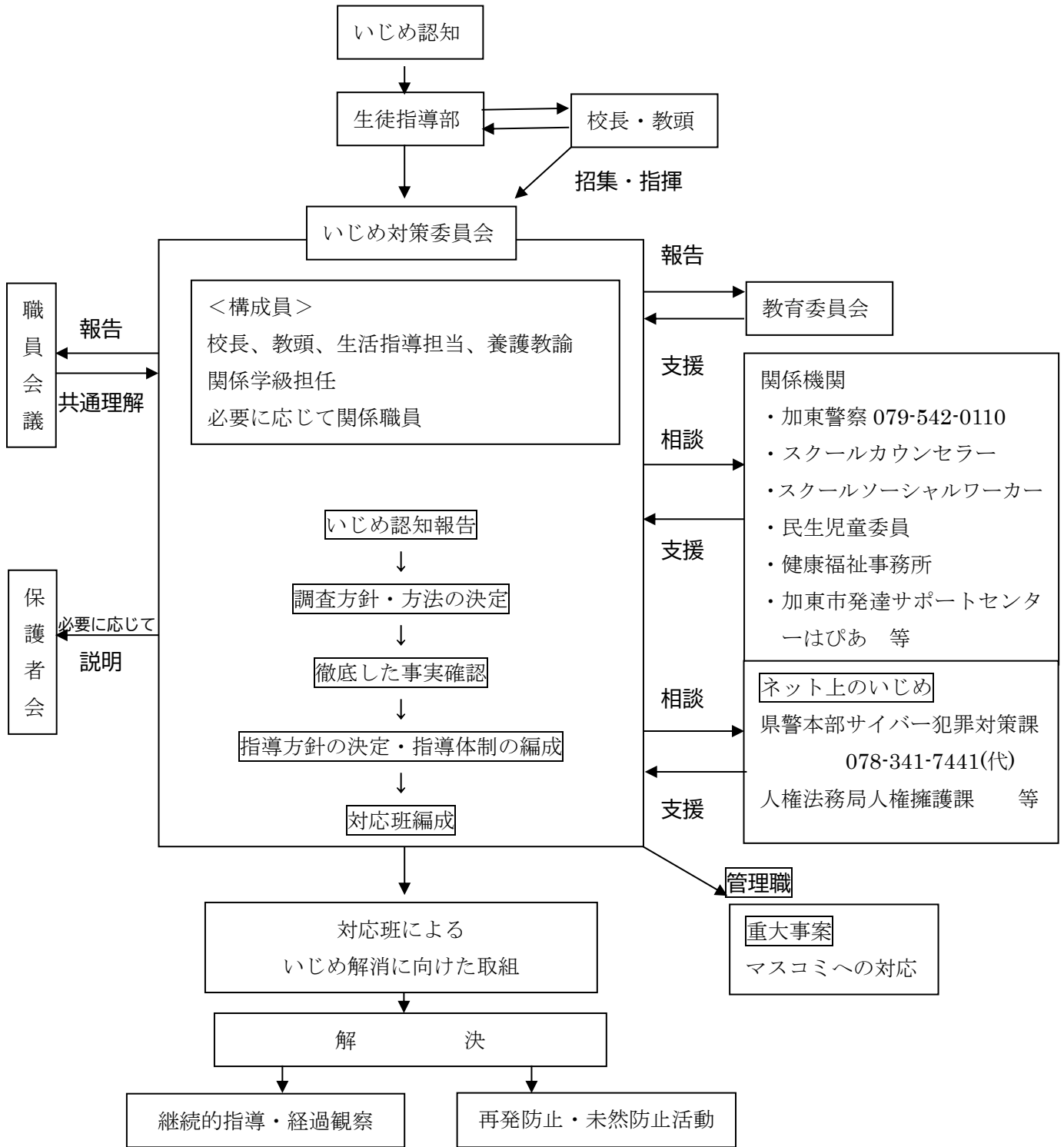
- 事案発生時には、対応チームを中心に迅速に事実確認、対策を行う。

未然防止に向けた取組み

- 学級懇談や職員研修、人権学習を中心に開発的、予防的な取組みを行う。

早期発見に向けた取組み

- ふり返しカードは毎月実施。対策について、生活指導委員会にて話し合う。
- 定例ミーティングは、毎週金曜日放課後に学年層にて実施。



■被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。

- ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
- ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

■双方の保護者に説明をする。

■双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。